

公 告

下記の建設工事について次のとおり電子入札により入札を執行するので、始良市契約規則(平成22年始良市規則第45号)第2条及び始良市電子入札運営要綱(平成22年始良市告示第21号)第8条の規定に基づき公告する。

平成30年10月12日

始良市長 湯元 敏浩

工 事 発 注 表	
発 注 番 号	第30-107号
工 事 発 注 部 課 名	始良市 総務部 危機管理課 (電話番号0995-66-3111 内線 231 FAX番号 0995-66-2370)
発 注 工 事 種 別	電気工事
工 事 名	同報系防災無線戸別受信機設置工事(始戸-2)
工 事 場 所	始良市内一円
入 札 方 法	条件付(電子)一般競争入札
工 事 概 要	閲覧設計書のとおり
工 期	契約日の翌日から平成31年3月23日まで
予 定 価 格 (消 費 税 抜 き 価 格)	11,959,000円
最 低 制 限 価 格 の 有 無	有(最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は、落札外とする)
工 事 費 内 訳 書 の 提 出 の 有 無	有
発 注 区 分 ・ 条 件	始良市に本社・本店を置き、始良市入札参加資格(格付区分 電気A・B)に格付けされている者
前 払 い 金	有(契約金額の40%以内)
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	有
閱 覧 期 間	平成30年10月12日 8時30分から 平成30年10月26日 17時まで 閲覧場所: 始良市 工事監査課 閲覧室
入 札 書 等 送 付 方 法	かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトを使用して提出すること。
入 札 参 加 資 格 確 認 書 類	入札参加申込書を電子データで添付してかごしま県市町村電子入札システムポータルサイトを使用して提出
入 札 説 明 書 説 明 請 求 期 限	平成30年10月24日 17時まで
参 加 資 格 申 請 書 受 付 期 間	開始日時 平成30年10月15日 8時30分 終了日時 平成30年10月23日 13時00分
参 加 資 格 確 認 通 知 時 刻	開始日時 平成30年10月23日 13時00分 終了日時 平成30年10月23日 17時00分
本 工 事 に 関 す る 質 問 方 法	方法 : FAX送信 受付場所 : 始良市 危機管理課
本 工 事 に 関 す る 回 答 方 法	質問の回答は、質問書受理後に随時個別にFAXで回答
入 札 書 受 付 期 間	開始日時 平成30年10月25日 8時30分 終了日時 平成30年10月29日 9時00分
開 札 予 定 年 月 日 ・ 場 所	開始日時 平成30年10月29日 13時00分 場 所 始良市 工事監査課
契 約 担 当 課	始良市 総務部 危機管理課 防災係
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する者で、現行の始良市入札参加資格業者名簿に登録されている者。 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者。 (5) 対象工事に現場代理人及び建設法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成23年始良市訓令第16号)の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 形態交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。 (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続きの決定を受けている者若しくは更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続きの決定を受けている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。
入 札 の 無 効 に 関 す る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。 (2) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事内訳書の提出がなされていない入札。 (3) 入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札。 (4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札。
落 札 者 の 決 定 方 法	予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。
落 札 者 の 契 約 書 案 等 の 提 出	落札者は落札決定通知を受けた翌日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主任技術者、監理技術者は、入札参加申込日から3箇月以内に雇用された者でないこと。 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (4) 工程表、現場代理人及び関係書類を工事着手前に提出すること。 (5) 各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。 (6) 建設業者退職金共済組合掛金収納書を契約書と同時に提出すること。 (7) 工事費内訳書を提出すること。 (8) 同業種・同ランクの格付け業者で行う同日の入札は工事番号順に開札し、落札した業者は次以降の案件は辞退したものとみなす。 (8) 受注機会の確保及び均等受注を図るため、手持ち工事・指名回数・技術者数を総合的に判断し、入札の参加条件に制限を加えることがある。